

す。

実施期間

10月11日(土)~20日(月)

ない安全で安心して暮らすことのできる町を

ーガンに全国一斉の地域安全運動を実施しま

地域の人たちと警察が連携して、

犯罪の

「みんなでつくろう安全・安心の街」をスロ

つくろうという運動です。



ましき安心安全メール 火災・行方不明者・不審者など の情報をメールで発信します。

新規登録用空メールアドレス mas@ansin-anzen.jp

正 個御船警察署 御船地区防犯協会 交通安全 しい姿勢で運転 ワンポイント 析した結果、 =事故防止



う。 事故防止に努めましょ 以下の姿勢を心がけ、 軽減につながります。 で運転することは疲労 りました。正しい姿勢 事故が多いことが分か る注意力不足が要因の 過去の交通事故を分 疲労によ

③シートベルトの腰ベルトは骨盤を巻くよう ②ハンドルの上端(時計の針が十時十分にな ①ブレーキを踏み込んだ状態で膝に余裕がで にしっかり締める に背もたれの角度を調整する。 る位置)を握り、肘がわずかに曲がる状態 をかけ、背もたれに背中をぴったりつける。 きる程度にシートを調整。シートに深く腰

かしこい消費者

全国地域安全運動を実施

よくわかる契約

## 契約をやめるには(解消

です。 事者は契約の拘束から解放されることが可能 ます。一定の場合については、法律に従い当 要不急の契約を結んでしまった場合など、何 かと契約から抜け出したいと考える時があり はできません。それでも、望まない契約や不 す。一方の都合だけで、勝手に解消すること いったん成立した契約には拘束力がありま

欺や脅迫で契約をさせられた場合は取消権が 事者の能力にかかわる問題です。 ものは取消権が認められています。 同意なしに取引をすることが制限されている 定の取引形態での契約は、契約書面を受け取 い違っている場合は無効主張が、相手方の詐 しに契約を解消することが認められています。 った日から一定期間は無条件で何らの負担な 契約の重要な事項について表示と真意が食 第二に未成年者や制限能力者で支援機関の 第一の可能性はクーリング・オフです。 以上は当

原則として「解約手付」と解され、 消権が認められます。 可能です。消費者契約法では、事業者による 不当な勧誘行為によって、誤認・困惑があっ た場合に、民法より緩やかな条件のもとで取 契約に伴い「手付金」が支払われている場合 相手方が契

認められます。また、契約内容が社会的に著

しく不当な場合は契約無効を主張することも

約の履行に着手するまでは、 ることにより契約を解除することができます 手付金を放棄す

